

自主的避難等による精神的損害の賠償の考え方について

本資料は、審査会における議論のために作成したものであり、指針の内容、損害の範囲について何ら予断を与えるものではない。

専門委員による「判決等の調査・分析について 最終報告」（以下「最終報告」という。）を踏まえ、子供・妊婦以外の者の自主的避難等による精神的損害について、中間指針が示した賠償すべき損害の対象期間を変更するに当たっての考え方の論点を以下のとおり整理する。

1. 対象期間

- (1) 第一次追補は、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦以外の者については、本件事故当初の時期の損害を賠償すべきものとして示した。この子供及び妊婦以外の自主的避難等対象者の損害の賠償すべき期間を本件事故当初の時期としたことについて、本件事故当初の時期以降に抱いた放射線被曝への恐怖・不安についても、自主的避難等対象区域のような比較的低線量の場合に、放射線への感受性が子供及び妊婦と同じ程度に高い可能性があるとは一般に認識されていないことから、これだけでは賠償の対象となる損害の基礎にはなり得ないが、各判決を踏まえ、放射線被曝への恐怖・不安と残存する後続事故に対する不安と相まって生ずる相当程度の複合的な恐怖や不安を抱いたことには相当な理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない面があると考えてよいか。
- (2) 平成 23 年 12 月 16 日に政府が発電所の事故そのものの収束を宣言したことを考慮し、同年 12 月末には残存する後続事故に対する不安が概ね解消されたと認め、同年 12 月末までを賠償の対象期間として算定することが妥当と判断して良いか。

2. 損害項目・損害額の算定方法

- (1) 第一次追補において、子供及び妊婦以外の者について、本件事故発生当初の時期に受けた損害のうち、以下のものが一定の範囲で賠償すべき損害と認められている。
  - ① 放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合（本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を含む。以下同じ。）における以下のもの。
    - i) 自主的避難によって生じた生活費の増加費用
    - ii) 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
    - iii) 避難及び帰宅に要した移動費用

- ② 放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における以下のもの。
- i) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
  - ii) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用
- (2) 上記の損害項目は、本件事故発生当初の時期以降の損害の基礎となる不安の内実は変化しているものと考えられるが、その性質が全く異なるものとは言い難く、本件事故当初の時期以降も一定程度の範囲で生じていると認められ、平成23年12月末まで第一次追補と同様の損害項目として良いか。
- (3) また、第一次追補と同様に、自主的避難者については生活費増加費用・日常生活障害慰謝料・移動費用、滞在者については生活費増加費用・日常生活障害慰謝料、いずれもこれを合算した額を同額として算定するのが、公平かつ合理的な算定方法と認めて良いか。
- (4) 損害額の算定に当たっては、第一次追補の子供及び妊婦の自主的避難等対象者について示した目安額を参考に、自主的避難等対象区域のような比較的低線量の場合に、放射線への感受性が子供及び妊婦と同じ程度に高い可能性があるとは一般に認識されていないことを一定程度勘案し、各判決では子供・妊婦の場合の3分の1から2分の1程度であることも参考にして算定することとして良いか。
- (5) 上記で述べたとおり、第一次追補で示した本件事故当初の時期の賠償すべき損害項目は、本件事故当初の時期以降も一定程度の範囲で生じていると認められ、本件事故発生から平成23年12月末までを一括して算定し、重複する損害額（第一次追補で示した目安額8万円を含めた既賠償額）を控除することが妥当と判断して良いか。
- (6) 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者（計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く。）については、賠償すべき損害は自主的避難等対象者の場合に準じるものとし、第一次追補における考え方と同様、
- ① 賠償対象とされていない期間について、自主的避難等対象者の賠償対象期間を勘案した金額とする
  - ② 自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間について、子供及び妊婦と同様に自主的避難等対象者の半額を目安として算定した金額とする
- ことで良いか。

【参考】中間指針第一次追補第2

[損害項目]

(指針)

IV) 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者については、賠償すべき損害は自主的避難等対象者の場合に準じるものとし、具体的な損害額の

算定に当たっては以下のとおりとする。

- ①中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間については、Ⅲ)に定める金額がⅢ)の①及び②における対象期間に応じた目安であることを勘案した金額とする。
- ②子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人20万円を目安としつつ、これらの者が中間指針追補の対象となる期間に応じた金額とする。

(備考)

- 5) 本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者のうち、子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間の損害額の算定に当たっては、これらの者は、避難している期間について既に中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされており、両者の損害の内容に一部重複すると考えられる部分があることを勘案することとした。

### 3. 指針の構成

- (1) 上記1及び2の方向で見直す場合、変更点を簡明にするため、第一次追補の第2「自主的避難等に係る損害について」及び第二次追補の第3「自主的避難等に係る損害について」を全面的に改訂し、第五次追補とすることとしてよいか。